岩手県国土強靱化地域計画(仮称) 取りまとめイメージ

(第6章「重点施策」を除く)

平成27年9月

岩手県

※ 指標の現状値、目標値は今後変更になる場合があります。

目 次

第1章	計画策定の趣旨、位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・1]	五		
। 1	計画策定の趣旨	7		
2	計画の位置付け			
3	計画期間			
第2章	基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	頁		
1	基本目標			
2	事前に備えるべき目標			
3	基本的な方針			
第3章	想定するリスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	頁		
1	岩手県の地域特性			
2	対象とする自然災害			
3	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)			
4	施策分野			
第4章	脆弱性評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	頁		
1	脆弱性評価の考え方			
2	脆弱性評価の実施手順			
3	脆弱性評価結果			
第5章		百		
1	起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策			
2	施策分野ごとの対応方策			
_				
** • =				
第6草	<u>重点施策</u>	頁		
<u> </u>	協議事項(3)「資料4」において協議。			
労っき	計画の推進と進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37〕	占		
第 / 早 1	計画の推進と進捗管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	只		
-				
2	他の計画等の見直し			

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行され、この基本法に基づき、平成 26 年 6 月には、国土強靱化に係る他の計画の指針となる国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)が策定された。

また、基本法では、その第 13 条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきもとして定めることができる。」と規定され、都道府県及び市町村においても、国土強靱化の観点から、他の計画の指針となる国土強靱化地域計画を策定できることとされた。

岩手県では、この基本法に基づき、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波の経験や人口減少への対応も踏まえ、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、「岩手の強靱化」を推進するための指針とするべく、「岩手県国土強靱化地域計画」を策定することとした。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、国土強靱化の観点から、「いわて県民計画」や「岩手県東日本大震災津波復興計画」、「岩手県地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものである。

なお、基本法第 14 条において、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和 が保たれたものでなければならない。」と規定されていることから、本計画は、基本計画を 基に作成しているものである。

また、国が策定した、都道府県や市町村による国土強靱化地域計画の策定の指針となる「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」において、国土強靱化地域計画の策定手順等について記載されていることから、本計画は、この手順に沿って策定しているものである。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、平成 28 (2016) 年度から平成 32 (2020) 年度までの 5 年間としている。

第2章 基本的な考え方

次のとおり「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

1 基本目標

岩手県における強靱化を推進する上での4つの基本目標を次のとおり設定する。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 県民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

岩手県における強靱化を推進する上での7つの事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1)人命の保護を最大限図る
 - (2) 救助・救急、医療活動等を迅速に行う
- (3) 必要不可欠な行政機能を維持する
- (4) 地域経済システムを機能不全に陥らせない
- (5) 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る
- (6) 制御不能な二次災害を発生させない
- (7) 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

3 基本的な方針

岩手県における強靱化を推進する上での基本的な方針を次のとおり設定する。

(1) 岩手県強靱化に向けた取組姿勢

- 東日本大震災津波の経験や人口減少問題などあらゆる側面から検討 岩手県の社会経済システムの存立を脅かす原因として何が存在しているのかを、 東日本大震災津波の経験や人口減少問題をはじめとするあらゆる側面から検討し、 取組にあたる。
- 経済社会システムの信頼性と活力を高め、東京一極集中からの脱却に寄与 災害に強い県土づくりを進めることにより、経済社会システムの信頼性と活力 を高め、東京一極集中からの脱却に寄与する。

○ 潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化岩手県が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- 関係者相互の連携強力岩手県内における国の機関、県、市町村、民間事業者、住民等、関係者相互の連携協力により取組を進める。
- 非常時のみならず平時にも有効活用 非常時のみならず、平時にも有効活用出来る対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- 資金の効率的使用による施策の推進 人口減少等に起因する県民の需要の変化等を踏まえ、資金の効率的使用により、 施策を推進する。
- 国の施策、既存の社会資本、PPP¹/PFI²による民間資金の活用 国の施策の積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、PPP/PFIによる民間資金の活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進する。

(4) 岩手県の特性に応じた施策の推進

- 東日本大震災津波の経験等を踏まえた施策の推進 東日本大震災津波の経験等を踏まえた、岩手県において想定される自然災害リ スクの特性に応じた施策を推進する。
- 将来、人口が減少した場合にあっても、各地域において基本目標が達成出来る仕組みづくり

「岩手県ふるさと振興総合戦略」³との調和を図り、人口減少対策にもつながる地域コミュニティや地域経済の強靱化を推進する。

¹ PPP: Public Private Partnership の略。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。

² PFI: Private Finance Initiative の略。公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。

³ 岩手県ふるさと振興総合戦略:岩手県版地方創生総合戦略。

第3章 想定するリスク

1 岩手県の地域特性

(1) 地理·地形

岩手県は本州の北東部に位置し、東西約 122 キロメートル、南北約 189 キロメートル と南北に長い楕円の形をしており、その広さは北海道に次ぐ面積であり、日本面積の約 4%を占めている。

岩手県の内陸部の大部分は山岳丘陵地帯で占められ、西側には秋田県との県境に奥羽山脈があり、これと並行して東部には北上高地が広がっており、この2つの山系の間を北上川が南に流れ、その地域に平野が広がっている。

沿岸部は、宮古市より北では、典型的な隆起海岸で、海食崖や海岸段丘が発達している一方、宮古市より南では、北上高知の裾野が沈水してできた、日本における代表的なリアス式海岸となっている。

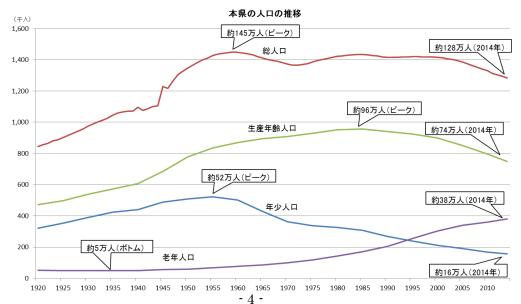
(2) 気候

奥羽山脈の山沿い地方は、冬に雪の多い日本海側の気候を、北上高地は高原性、盆地性の気候を示している。また、北上川沿いの平野部は、全般的に冬は寒さがきびしく、夏は暑い内陸性の気候を示している。沿岸部では海洋性の気候を示しているが、宮古市以北では寒流の影響のため全般的に気温が低く、冷害などの気象災害がおこりがちとなっている。

(3) 人口

岩手県の人口は 1997 年以降減少となっており、2014 年の岩手県の人口は約 128 万人となっている。

生産年齢人口は、ピークである 1985 年と比べ約 21 万人、年少人口はピークである 1955 年と比べ約 37 万人減少している一方、老年人口は最も少なかった 1935 年と比べ約 33 万人増加している。



出典:総務省統計局「国勢調査」「人口推計」

2 対象とする自然災害

対象とする自然災害は、県内で発生しうる大規模自然災害として、地震・津波、火山噴火、風水害・土砂災害、雪害等とし、過去に大きな被害をもたらした規模を想定する。

	自然災害	想定する過去の主な災害〔発生日〕(規模) 【被害状況】		
(1)	地震	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災津波) [H23.3.11] (M9.0 最大震度7津波の高さ8.5m以上) [※]		
(2)	津 波	産業被害額:8,294億円 公共土木施設被害額:2,573億円 停電:76万戸 ガス供給停止:9.4千戸 断水:18万戸 電話不通:6.6万回線 ※ 津波観測点で収録されていた記録を回収・分析した中で、最も高い値を記載。		
(3)	火山噴火	岩手山における ・山体崩壊 [約 6,000 年前] (大規模な山体崩壊) ・水蒸気爆発(水蒸気噴火) [約 3,200 年前] (噴出量 1,000 万㎡) ・山頂噴火 [1686 年(貞享 3 年)] (噴出量 8,500 万㎡) 【 火山灰、噴石、溶岩流、火砕流、土石流、火山泥流等 】 <岩手県内の活火山:八幡平、岩手山、秋田駒ケ岳、栗駒山>		
(4)	風水害・ 土砂災害	アイオン台風 [S 23. 9. 16] (最大日降水量 285. 2mm)		
(5)	雪害	豪雪災害 [S38.1.6] (最大積雪 3m) 【 死者数:11 人 土木(道路)被害:87 ヶ所 】		
(6)	その他	三陸フェーン火災 [S36.5.30] (異常乾燥下における林野火災) 【 建物全焼:1,142 棟 】		

3 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

基本計画に掲げられている8つの事前に備えるべき目標に対する45の起きてはならない最悪の事態を参考に、岩手県では、先に述べた対象とする自然災害や地域特性等を踏まえ、統合・組み替え等を行い、7つの事前に備えるべき目標に対する22の起きてはならない最悪の事態を設定した。

なお、起きてはならない最悪の事態の様相(例示)については「資料集:別紙1」のと おりである。

(目標) 1 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、人命の保護を最大限図る

- 1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生(二次災害を含む)
- 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生
- 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
- 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
- 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
- 1-6 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生

(目標) 2 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動等を迅速に行う

- 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
- 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
- 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
- 2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺
- 2-5 被災地における感染症等の大規模発生

(目標)3 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を維持する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(目標) 4 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域経済システムを機能不全に陥らせない

- 4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞
- 4-2 食料等の安定供給の停滞

(目標) 5 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

- 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
- 5-2 上下水道等の長時間にわたる供給停止
- 5-3 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(目標)6 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、制御不能な二次災害を発生させない

- 6-1 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
- 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(目標) 7 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済を迅速に再建・回復する

- 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野

基本計画に掲げられている 12 の個別施策分野及び3つの横断的分野を参考に、統合・組み替え等を行い、5つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定した。

(1) 個別施策分野

- ① 行政機能・情報通信
- ② 住宅·都市
- ③ 保健医療・福祉
- 4 産業
- ⑤ 国土保全·交通

(2) 横断的分野

- ① リスクコミュニケーション
- ② 老朽化対策
- ③ 人口減少・少子高齢化対策

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、国土や経済、暮らしが、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持つことである。

基本法第9条においては、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価すること(以下「脆弱性評価」という。)は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスとされており、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

岩手県においても、本計画策定に関し、国が実施した評価手法等を参考に、主に県が取り 組んでいる施策を中心に脆弱性評価を実施した。

2 脆弱性評価の実施手順

前章で定めた22の起きてはならない最悪の事態ごとに、県が取り組んでいる現行施策を抽出し、推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

また、同じく前章で定めた5つの個別施策分野及び3つの横断的分野ごとの取組状況が明確になるよう、施策分野ごとの整理も行った。

なお、評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、できる限り指標を活用した。

3 脆弱性評価結果

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果は「資料集:別紙2」のとおりである。 また、施策分野ごとの脆弱性評価結果は「資料集:別紙3」のとおりである。

なお、7つの事前に備えるべき目標ごとの主な評価結果の概要は下記のとおりである。

(1) いかなる大規模自然災害が発生しようとも人命の保護を最大限図る

- 住宅の耐震化の促進を一層図る必要がある。[現状] 住宅の耐震化率 73.2% (H25) 全国 82.0% (H25)
- ・ 津波避難計画を未策定の市町村に、計画策定を行うよう、助言等を行う必要がある。 [現状] 津波避難計画を策定した市町村 9市町村 [75.0%] (H26)
- ・ 河川整備は、着実に整備が進められているものの、洪水災害に対する安全度の更なる 向上を図るため、引き続き河川改修等の整備を進めていく必要がある。

「現状」河川整備率(国管理)49.7%(H26) 河川整備率(県管理)48.6%(H26)

・ 栗駒山に関する火山防災マップの策定に向けた取組の推進や、土砂災害ハザードマップを未策定の市町村に対して、簡易な作成手法について情報提供を行うことなどにより、

作成の促進を図る必要がある。

[現状] 火山ハザードマップを策定した県内の常時観測火山数 2火山[66.6%](H26) 土砂災害ハザードマップを作成した市町村

9 市町村 [27.3%] (H26) 全国 840 市町村 [48.9%] (H26)

- ・ 豪雪等に伴う立ち往生車両の未然防止のため、緊急車両の妨げとなる車両の移動命令 や撤去、補償問題への具体的対応や関係機関との情報共有方法等について検討を進める 必要がある。
- ・ これまでも各種防災訓練を実施しているが、各市町村における住民参加型防災訓練等 の実施への支援などを行っていく必要がある。

[現状] 防災訓練を実施した市町村 29 市町村 [88.0%] (H26)市町村を対象とした図上訓練の実施状況 3 市町村 (H26)

(2) いかなる大規模自然災害が発生しようとも救助・救急、医療活動等を迅速に行う

・ 広域防災拠点の配置、防災拠点の充実に向け、平成27年3月に策定した広域防災拠点 運用マニュアルに基づき、平成28年度からの本格運用につなげていく必要がある。

「現状」広域防災拠点配置数 5 箇所

- ・ 孤立集落に対する通信訓練を含めた訓練を、今後も継続して実施する必要がある。 [現状]孤立可能性のある集落数 378 集落 (H25) 全国 19,145 集落 (H25) 県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練実施回数 1回 (H26)
- ・ 県庁舎、市町村庁舎、消防庁舎等の耐震化等を一層進めるとともに、消防団への入団 促進などの支援を行っていく必要がある。

[現状] 県庁舎等の耐震化率 71.4% (H26) 全国 71.8% (H25) 市町村庁舎の耐震化率 67.7% (H25)

消防本部、消防署の耐震化率 75.3% (H26) 全国 83.8% (H26)

・ 災害時における難病患者等への医療的支援、高齢者・障がい者等への福祉的支援、男 女のニーズの違いに配慮した支援、外国人への支援、動物救護対策等の充実を図る必要 がある。

[現状] 災害派遣福祉チーム数 34 チーム (H26) 地域防災計画に動物救護の記載のある市町村の割合 75.8% (H26)

・ 感染症対策として、現在行われている研修会や訓練を継続することにより、有事の連携体制を強化する必要がある。

[現状] 感染症対策に関する研修、訓練の実施回数 年2回 (H26)

(3) いかなる大規模自然災害が発生しようとも必要不可欠な行政機能を維持する

・ 県本庁舎及び合同庁舎における災害時業務継続計画(BCP)は策定済みであるが、 防災訓練等を通じた計画の検証を行っていく必要がある。

[現状] 県災害時業務継続計画 (BCP) を策定する本庁舎及び合同庁舎数

15 庁舎(H26)

(4) いかなる大規模自然災害が発生しようとも地域経済システムを機能不全に陥らせない

- ・ 中小企業における業務継続計画 (BCP) の策定を継続支援していく必要がある。 [現状] BCPセミナーへの参加事業者数 大企業4社 中小企業44社 (H26)
- 農林水産業生産基盤の地震・津波対策を着実に推進していく必要がある。

[現状] ダム等極めて重要な農業施設の大規模地震に対応した耐震設計・照査 (レベル2 診断) の実施割合 50.0% (H26) 全国40.0% (H24)

流通拠点漁港における防波堤・岸壁の耐震・耐津波対策着手率

0.0% (H25) 全国 40.0% (H25)

(5) いかなる大規模自然災害が発生しようとも必要最低限のライフライン等を確保するとともに、 早期復旧を図る

- ・ 避難所等への燃料等供給の確保のため、県石油商業協同組合等との協定締結及び協定 の有効機能のための防災訓練の実施などを、今後も継続して取り組んでいく必要がある。
- ・ 水道施設及び下水道施設について、耐震化に加え、更新期を迎える施設に関しては、 計画的な老朽化対策を促進していく必要がある。

[現状] 水道基幹管路の耐震適合率 44.8% (H25) 全国 34.8% (H25) 布設後 50 年以上経過した下水管渠の老朽化対策実施率 8.0% (H26)

・ 道路施設の防災対策や幹線道路ネットワークの構築に向け、道路法面など防災施設の 対策工事や緊急輸送道路等における既設橋梁の耐震化等を、今後も計画的に行っていく 必要がある。

[現状] 緊急輸送道路・復興道路・復興支援道路・復興関連道路における道路防災対策必要箇所解消率 58.8% (H26) 全国 62.0% (H25)
 復興道路・復興支援道路のうち緊急輸送道路の第1次路線における・耐震化橋梁の割合 15.0% (H26)

・ 東日本大震災津波時、三陸縦貫自動車道等の幹線道路ネットワークが避難や救急物資 輸送、救護活動を支える「命の道」として有効に機能したことを踏まえ、災害に強く信 頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要である。

[現状] 高規格幹線道路等の供用率 55.9% (H26)

(6) いかなる大規模自然災害が発生しようとも制御不能な二次災害を発生させない

・ ため池や農業用ダムの漏水・決壊を防止するため、計画的にため池等の点検・診断を 行うほか、ため池の決壊の浸水予測図に基づいた、市町村によるハザードマップの作成 と地域住民への公表を支援し、防災訓練等へ活用するなど、ハード・ソフトを組み合わ せた対策を講じる必要がある。

[現状] ため池の点検・診断実施割合 55.2% (H26) 全国 40.0% (H25) ため池のハザードマップ策定率 16.7% (H26) 全国 30.0% (H24)

土砂災害防止や洪水緩和等の機能を有する森林資源について、市町村と連携した間伐

等による適切な森林管理を継続する必要がある。

[現状] 間伐面積 5,823ha (H26) 全国 488,000ha (H24) 造林面積 733ha (H26)

(7) いかなる大規模自然災害が発生しようとも地域社会・経済を迅速に再建・回復する

・ 災害廃棄物の円滑な処理を行うため、関係機関との協定締結等により、連携を一層推進していくとともに、災害廃棄物処理計画を未策定の市町村に対し、早期の計画策定について助言等を行っていく必要がある。

「現状」市町村における災害廃棄物処理計画の策定率 48.5% (H26)

・ 災害時の迅速な対応など、地域の安全で安心な暮らしを支えるために地域から期待される建設企業が存続できるような環境づくりを展開するため、平成27年4月に「いわて建設業振興中期プラン」を策定したところであり、引き続き、復旧・復興を担う建設企業の経営力強化に向けた取組を促進していく必要がある。

[現状] 経営革新アドバイザー派遣企業数50 社 (H26)経営力強化等をテーマとする講習会受講者数587 人 (H26)

・ 少子高齢化や東日本大震災津波の影響等を踏まえ、関係機関と連携し、国の交付金等 も活用しながら、地域コミュニティ機能の維持・強化に向けた一層の取組を進めていく 必要がある。

[現状] 元気なコミュニティ特選団体数137 団体 (H26)コミュティ助成制度等による活動支援件数51 件 (H26)

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

第4章における脆弱性評価結果を踏まえ、今後、岩手県の強靱化に向けて、主に県が取り組むべき、起きてはならない最悪の事態ごと及び施策分野ごとの対応方策の概要は次のとおりである。

※ 89 の施策、96 の目標指標を掲載。

(起きてはならない最悪の事態や分野間で重複している施策、目標指標は除く。)

なお、起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策の詳細については「資料集:別紙4」、施策 分野ごとの対応方策の詳細については「資料集:別紙5」、施策分野ごとの目標指標一覧は「資料 集:別紙6」のとおりである。

1 起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策

(目標)1 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、人命の保護を最大限図る

1-1) 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生(二次災害を含む)

- ① 住宅・病院・学校等の耐震化
 - 住宅の耐震化
 - 大規模建築物の耐震化
 - 病院の耐震化
 - 社会福祉施設等の耐震化
 - ・ 公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化
 - 私立学校の耐震化
 - 県立職業能力開発施設の耐震化
- ② 公営住宅の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定
- ③ 市街地整備
 - 幹線街路整備
 - ・ 都市公園における防災対策
 - 市街地等の幹線道路の無電柱化
- ④ 道路施設の防災対策
 - ・ 落石や崩壊のおそれのある斜面等の整備
 - 管理者である市町村等の取組支援
- ⑤ 鉄道の耐災害性確保・体制整備
 - 鉄道の安全確保対策等の取組に対する支援
 - ・ 関係機関との連携強化
- ⑥ 世界遺産登録資産の防災対策

- ・ 文化財保護指導員による文化財パトロールの実施
- ⑦ 空き家対策
 - ・ 不良住宅等の解体
 - ・ 空き家活用による取組を担う人材育成やサポート体制の構築
- ⑧ 防火対策
 - ・ 消防設備士、危険物取扱者の免状業務や講習の実施
- ⑨ 石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実
 - ・ 計画の適切な見直し、定期的な防災訓練の実施
- ⑩ 避難場所等の指定・整備
 - ・ 避難場所及び避難所の指定・整備
 - 福祉避難所の指定・協定締結
- ⑪ 避難行動の支援
 - ・ 避難行動要支援者名簿の作成・活用
 - ・ 消防団活動の充実強化
 - 自主防災組織の結成及び活性化支援

1-2) 大規模津波等による多数の死傷者の発生

- ① 津波防災施設の整備等
 - 津波防災施設の整備
 - ・ 海岸水門等操作の遠隔化・自動化
 - ・ 津波防災地域づくり
- ② 河川・海岸施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定
- ③ 津波避難体制の整備
 - 津波避難計画の策定
 - ・ 石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実【1-1 から再掲】
 - ・ 港湾・漁港における避難対策
- ④ 避難場所等の指定・整備
 - · 避難場所及び避難所の指定・整備【1-1 から再掲】
 - ・ 福祉避難所の指定・協定締結【1-1 から再掲】
- ⑤ 避難行動の支援
 - ・ 避難行動要支援者名簿の作成・活用【1-1 から再掲】
 - ・ 消防団活動の充実強化【1-1 から再掲】
 - ・ 自主防災組織の結成及び活性化支援【1-1 から再掲】
- ⑥ 津波防災教育の実施
 - ・ 出前講座等の実施
- ⑦ 市街地整備
 - 幹線街路整備【1-1 から再掲】

- ・ 都市公園における防災対策【1-1 から再掲】
- ・ 市街地等の幹線道路の無電柱化【1-1 から再掲】
- ⑧ 空き家対策
 - ・ 不良住宅等の解体【1-1 から再掲】
 - ・ 空き家活用による取組を担う人材育成やサポート体制の構築【1-1 から再掲】

1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- ① 河川改修等の治水対策
 - 河川整備
 - 洪水浸水想定区域の指定
 - ・ 洪水ハザードマップの作成
 - ・ 水位周知河川の指定
- ② 河川・ダム施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定
- ③ 内水危険箇所の対策
 - ・ 内水危険箇所のソフト対策
 - ・ 内水危険箇所のハード対策
- ④ 避難場所等の指定・整備
 - · 避難場所及び避難所の指定・整備【1-1 から再掲】
 - ・ 福祉避難所の指定・協定締結【1-1 から再掲】
- ⑤ 避難行動の支援
 - 避難勧告等発令基準の策定
 - 避難行動要支援者名簿の作成・活用【1-1 から再掲】
 - 消防団活動の充実強化【1-1 から再掲】
 - ・ 自主防災組織の結成及び活性化支援【1-1 から再掲】
- ⑥ 市街地整備
 - 幹線街路整備【1-1 から再掲】
 - 都市公園における防災対策【1-1 から再掲】

1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

- ① 警戒避難体制の整備
 - ・ 火山ハザードマップの作成
 - ・ 土砂災害ハザードマップの作成
 - 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表
 - 土砂災害警報情報の周知
- ② 砂防施設の整備等による土砂災害対策
 - 土砂災害対策施設の整備
- ③ 砂防施設の老朽化対策

- ・ 個別施設計画の策定
- ④ 農山村地域における防災対策
 - 農地や農業水利施設等の生産基盤整備
 - ・ ため池や農業用ダムの点検・診断、補修・更新、氾濫解析図作成、市町村が行うハ ザードマップの作成支援
 - 山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備
- ⑤ 登山者の安全対策
 - ・ 火山情報の登山者への迅速・的確な提供
- ⑥ 避難場所等の指定・整備
 - · 避難場所及び避難所の指定・整備【1-1 から再掲】
 - ・ 福祉避難所の指定・協定締結【1-1 から再掲】
- ⑦ 避難行動の支援
 - ・ 避難勧告等発令基準の策定【1-3 から再掲】
 - 避難行動要支援者名簿の作成・活用【1-1 から再掲】
 - 消防団活動の充実強化【1-1 から再掲】
 - 自主防災組織の結成及び活性化支援【1-1 から再掲】
- ⑧ 市街地整備
 - 幹線街路整備【1-1 から再掲】
 - ・ 都市公園における防災対策【1-1 から再掲】

1-5)暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

- ① 防雪設備等の整備
 - 防雪施設の整備
- ② 道路施設の老朽化対策
 - 個別施設計画の策定
- ③ 立ち往生車両の未然防止
 - ・ 道路の通行止めや迂回路などの情報共有・運用
- ④ 孤立集落を想定した防災訓練の実施等
 - ・ 県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練の実施

1-6) 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で、多数 の死傷者の発生

- ① 避難勧告等発令基準の策定
 - ・ 避難勧告等発令基準が未策定の市町村へ働きかけ【1-3 から再掲】
- ② 住民等への情報伝達の強化
 - 水位周知河川の指定【1-3 から再掲】
 - ・ 土砂災害警報情報の周知【1-4 から再掲】
- ③ 情報通信利用環境の整備

- ・ 携帯電話等エリア整備
- 民放ラジオ難聴解消
- ブロードバンド利用環境整備
- 通信事業者との連携
- ④ 防災訓練の推進
 - 県総合防災訓練の実施
 - 市町村の図上訓練等に係る支援
- ⑤ 防災教育の推進・学校防災体制の確立
 - 防災教育の推進
 - 学校防災体制の確立
 - 復興(防災)教育研修会の開催
- ⑥ 避難行動の支援
 - ・ 避難行動要支援者名簿の作成・活用【1-1 から再掲】
 - ・ 消防団活動の充実強化【1-1 から再掲】
 - ・ 自主防災組織の結成及び活性化支援【1-1 から再掲】
- ⑦ 災害に備えた道路交通環境の整備
 - 信号機電源付加装置の整備
 - ・ 事業者等との協定締結等による連携強化
 - 緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度の指導

(目標) 2 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動等を迅速に 行う

2-1)被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- ① 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築
 - 広域防災拠点の充実
 - 非常物資の備蓄体制の強化
 - ・ 支援物資の供給等に係る応援協定等の締結
 - 避難所等への燃料等供給の確保
 - ・ 要支援者 (難病患者等) への医療的支援
 - 災害用医薬品等の確保
- ② 防災ヘリコプターの円滑な運航の確保
 - 防災関係機関相互の連携体制の確立
- ③ 水道施設の防災機能の強化
 - 水道施設の計画的な老朽化・耐震化対策
- ④ 応急給水の確保に係る連携体制の整備
 - 応急給水
 - 水道施設の応急復旧

- 水道災害訓練
- ⑤ 道路施設の整備等
 - 道路施設の防災対策【1-1 から再掲】
 - 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築
- ⑥ 道路施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定【1-5 から再掲】
- (7) 鉄道の耐災害性確保・体制整備
 - ・ 鉄道の安全確保対策等の取組に対する支援【1-1 から再掲】
 - ・ 関係機関との連携強化【1-1 から再掲】
- ⑧ 港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備
 - ・ 港湾施設の耐震・耐津波強化対策
 - ・ 漁港施設の耐震・耐津波強化対策
- ⑨ 港湾施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定
- ⑩ 空港の体制整備
 - 大規模災害時の空港運用体制の構築
 - ・ 広域防災拠点としての受入体制の整備
- ① 空港施設の老朽化対策
 - 個別施設計画に基づく適切な維持管理

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- ① 県総合防災訓練の実施による関係機関との連携
 - 関係機関の連携強化、総合防災訓練の実施
- ② 孤立集落を想定した訓練の実施等
 - ・ 県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練の実施【1-5 から再掲】
- ③ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築
 - ・ 広域防災拠点の充実【2-1から再掲】
 - ・ 非常物資の備蓄体制の強化【2-1 から再掲】
 - ・ 避難所等への燃料等供給の確保【2-1 から再掲】
 - ・ 要支援者(難病患者等)への医療的支援【2-1から再掲】
 - ・ 災害用医薬品等の確保【2-1 から再掲】
- ② 防災ヘリコプターの円滑な運航の確保
 - ・ 防災関係機関相互の連携体制の確立【2-1 から再掲】
- ③ ドクターヘリの運航確保
 - ・ 専用場外離着陸場の整備、ランデブーポイントの確保
 - 他県ヘリ及び他県基地病院との相互支援
 - ・ ドクターヘリ出動事例の事後検証会の定期的な開催
- ④ 道路施設の整備等

- ・ 道路施設の防災対策【1-1 から再掲】
- ・ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築【2-1 から再掲】
- ⑤ 道路施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定【1-5 から再掲】

2-3)自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

- ① 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化
 - ・ 県庁舎の強化
 - 市町村庁舎の強化
 - ・ 消防本部・消防署等の強化
- ② 災害警備本部機能の強化
 - ・ 警察本部及び警察署における災害警備計画の策定
 - 警察施設の整備
 - ・ 代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練
 - 職員の非常招集訓練
- ③ エネルギー・資機材の確保
 - ・ 緊急車両等への石油燃料供給の確保
 - 防災ヘリコプターの円滑な運航の確保【2-1 から再掲】
 - ドクターヘリの運航確保【2-2 から再掲】
 - 災害対策用装備資機材等の更新整備
- ④ 災害に備えた道路交通環境の整備
 - ・ 信号機電源付加装置の整備【1-6 から再掲】
 - ・ 事業者等との協定締結等による連携強化【1-6 から再掲】
 - 緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度の指導【1-6 から再掲】
- ⑤ 防災訓練の推進
 - ・ 県総合防災訓練の実施による関係機関との連携
 - ・ 緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加
- ⑥ 災害対処能力の向上
 - ・ 警察・消防・自衛隊の関係強化
 - 警察署等の災害警備担当者等に対する訓練の実施
- ⑦ 救急、救助活動等の体制強化
 - ・ 救急救命士に対する研修会の開催
- ⑧ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築
 - 橋梁の耐震化【2-1 から再掲】
 - ・ 高規格幹線道路等の整備【2-1 から再掲】
 - 沿道建築物の耐震化【2-1 から再掲】

2-4)医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機

能等の麻痺_

- ① 病院・社会福祉施設等の耐震化
 - 病院の耐震化【1-1 から再掲】
 - ・ 社会福祉施設等の耐震化【1-1 から再掲】
- ② 災害時における医療提供体制の構築
 - 災害拠点病院の体制強化
 - ・ 要支援者(難病患者等)への医療的支援【2-1から再掲】
- ③ 医療情報のバックアップ体制の構築
 - ・ 全県的な医療情報の連携、バックアップの前提である医療情報の電子化
- ④ ドクターヘリの運航確保
 - ・ 専用場外離着陸場の整備、ランデブーポイントの確保【2-2 から再掲】
 - 他県へリ及び他県基地病院との相互支援【2-2 から再掲】
 - ・ ドクターヘリ出動事例の事後検証会の定期的な開催【2-2から再掲】
- ⑤ 要支援者への支援
 - ・ 福祉避難所等における福祉的支援
 - ・ 要支援者(高齢者・障がい者等)への福祉的支援
 - 男女のニーズの違いに配慮した支援
 - ・ 外国人への支援
 - ・ 災害用医薬品等の確保【2-1 から再掲】
 - こころのケア体制の確保
 - ・ 児童生徒の心のサポート
 - 動物救護対策
- ⑥ 災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成
 - ・ 災害医療コーディネーターの育成研修等の実施
 - ・ 災害派遣福祉チームの派遣体制の整備・強化
- ⑦ 道路施設の整備等
 - ・ 道路施設の防災対策【1-1 から再掲】
 - ・ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築【2-1から再掲】
- ⑧ 道路施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定【1-5 から再掲】

2-5)被災地における感染症等の大規模発生

- ① 感染症対策
 - ・ 感染制御支援チーム構成員の追加・拡充
 - 感染制御研修会・各種訓練への参加、DMATなど関係機関との連携
- ② 下水道施設の老朽化対策
 - 下水道施設の老朽化対策

・ 個別施設計画の策定

(目標) 3 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を維持する

3-1)行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

- ① 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化
 - · 県庁舎の強化【2-3 から再掲】
 - 市町村庁舎の強化【2-3 から再掲】
 - · 消防本部・消防署等の強化【2-3 から再掲】
- ② 災害警備本部機能の強化
 - ・ 警察本部及び警察署における災害警備計画の策定【2-3 から再掲】
 - 警察施設の整備【2-3 から再掲】
 - ・ 代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練【2-3から再掲】
 - 職員の非常招集訓練【2-3 から再掲】
- ③ 防災訓練の推進
 - ・ 県総合防災訓練の実施による関係機関との連携【2-3から再掲】
 - ・ 緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加【2-3から再掲】
- ④ 緊急車両等への石油燃料供給の確保
 - ・ 県石油商業協同組合との協定の見直し、防災訓練の実施による連携強化 【2-3 から再掲】
- ⑤ 県における災害時業務継続計画の策定
 - ・ 出先機関等の単独公所における計画の策定
- ⑥ 行政情報通信基盤の耐災害性強化
 - ・ 県保有行政データの遠隔地バックアップ体制の検討
- (7) 被留置者の逃走・事故防止
 - 留置場非常計画の策定、護送訓練の実施
- ⑧ 災害に備えた道路交通環境の整備
 - ・ 信号機電源付加装置の整備【1-6 から再掲】
 - 事業者等との協定締結等による連携強化【1-6 から再掲】
 - 緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度の指導【1-6 から再掲】
- ⑨ 県外自治体との広域応援・受援体制の整備
 - ・ 北海道・東北8道県広域応援ガイドラインに係る組織・実施体制等の検討

(目標) 4 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域経済システムを機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

① 企業における業務継続体制の強化

- 中小企業の業務継続計画の策定促進
- ② 石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実
 - ・ 計画の適切な見直し、定期的な防災訓練の実施【1-1 から再掲】
- ③ 物流機能の維持・確保
 - ・ 協定締結団体の協力による救援物資の受入れや緊急輸送
 - ・ 岩手産業文化センターにおける拠点開設に係る対応マニュアル等の整備
- ④ 被災企業への金融支援
 - ・ 制度融資による円滑な資金供給
 - ・ 甚大な災害発生時における相談対応
- ⑤ 人材育成を通じた産業の体質強化
 - 産業人材の育成基盤強化
- ⑥ 道路施設の整備等
 - ・ 道路施設の防災対策【1-1 から再掲】
 - ・ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築【2-1 から再掲】
- ⑦ 道路施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定【1-5 から再掲】
- ⑧ 鉄道の耐災害性確保・体制整備
 - 鉄道の安全確保対策等の取組に対する支援【1-1 から再掲】
 - ・ 関係機関との連携強化【1-1 から再掲】
- ⑨ 港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備
 - ・ 港湾施設の耐震・耐津波強化対策【2-1 から再掲】
 - ・ 漁港施設の耐震・耐津波強化対策【2-1 から再掲】
- ⑩ 港湾施設の老朽化対策
 - 個別施設計画の策定【2-1 から再掲】
- ① 大規模災害時の空港運用体制の構築
 - ・ 業務継続計画(花巻空港BCP)の策定【2-1 から再掲】
- ⑩ 空港施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画に基づく適切な維持管理【2-1 から再掲】

4-2) 食料等の安定供給の停滞

- ① 物流機能の維持・確保
 - ・ 協定締結団体の協力による救援物資の受入れや緊急輸送【4-1 から再掲】
 - ・ 岩手産業文化センターにおける拠点開設に係る対応マニュアル等の整備 【4-1 から再掲】
- ② 生産技術の復旧支援体制
 - 農林漁業者に対する経営再開支援
- ③ 県産食料品の供給体制の強化
 - 食品製造事業者への総合的な支援、企業の創出や人材育成

- ④ 道路施設の整備等
 - ・ 道路施設の防災対策【1-1 から再掲】
 - 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築【2-1 から再掲】
- ⑤ 道路施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定【1-5 から再掲】
- ⑥ 鉄道の耐災害性確保・体制整備
 - ・ 鉄道の安全確保対策等の取組に対する支援【1-1 から再掲】
 - ・ 関係機関との連携強化【1-1 から再掲】
- (7) 港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備
 - ・ 港湾施設の耐震・耐津波強化対策【2-1 から再掲】
 - ・ 漁港施設の耐震・耐津波強化対策【2-1 から再掲】
- ⑧ 港湾施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定【2-1 から再掲】
- ⑨ 大規模災害時の空港運用体制の構築
 - ・ 業務継続計画(花巻空港 BCP)の策定【2-1 から再掲】
- ⑩ 空港施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画に基づく適切な維持管理【2-1 から再掲】
- ① 農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化
 - 農業水利施設、漁港施設等の地震・津波対策、長寿命化対策
 - ・ 農山村地域の生活道路や農道・林道の計画的な点検診断の実施

(目標) 5 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

5-1) 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

- ① 県営発電施設の災害対応力の強化
 - ・ 県営発電所建築物の耐震化
- ② 石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実
 - · 計画の適切な見直し、定期的な防災訓練の実施【1-1 から再掲】
- ③ 避難所、緊急車両等への燃料等供給の確保
 - 避難所等への燃料等供給の確保【2-1 から再掲】
 - ・ 緊急車両等への石油燃料供給の確保【2-3 から再掲】
- ④ 再生可能エネルギーの導入促進
 - 被災者支援の中核となる施設への再生可能エネルギー設備導入の推進
 - 自立・分散型エネルギー供給体制整備
 - 風力発電や地熱発電導入の理解促進、事業者の円滑な取組促進
 - 水力や風力を活用した県営発電所の建設推進
 - 木質バイオマス燃焼機器の導入促進、安定供給体制の整備

- ⑤ 電力系統の接続制約等の改善
 - ・ 国に対する系統の安定化対策を含む送配電網の充実強化の要望

5-2)上下水道等の長時間にわたる供給停止

- ① 水道施設の防災機能の強化
 - ・ 給水機能確保、水道施設の計画的な老朽化・耐震化対策【2-1 から再掲】
- ② 下水道施設の老朽化対策
 - ・ 下水道施設の老朽化対策【2-5 から再掲】
 - 個別施設計画の策定【2-5 から再掲】
- ③ 工業用水道施設の耐震化
 - ・ 配管更新基本計画の定期的な見直し、工業用水道施設(管路)の耐震化

5-3)県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

- ① 道路施設の整備等
 - 道路施設の防災対策【1-1 から再掲】
 - ・ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築【2-1 から再掲】
- ② 道路施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定【1-5 から再掲】
- ③ 鉄道及び路線バスの耐災害性確保・体制整備
 - ・ 鉄道の安全確保対策等の取組に対する支援【1-1 から再掲】
 - バス事業者に対する支援
 - ・ 関係機関との連携強化【1-1 から再掲】
- ④ 港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備
 - ・ 港湾施設の耐震・耐津波強化対策【2-1 から再掲】
 - 漁港施設の耐震・耐津波強化対策【2-1から再掲】
- ⑤ 港湾施設の老朽化対策
 - 個別施設計画の策定【2-1 から再掲】
- ⑥ 大規模災害時の空港運用体制の構築
 - ・ 業務継続計画(花巻空港 BCP)の策定【2-1 から再掲】
- ⑦ 空港施設の老朽化対策
 - · 個別施設計画に基づく適切な維持管理【2-1 から再掲】

(目標)6 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、制御不能な二次災害を発生させない

6-1)ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ① 農山村地域における防災対策
 - ・ ため池や農業用ダムの点検・診断、補修・更新、氾濫解析図作成、市町村が行うハ ザードマップの作成支援【1-4から再掲】

- ・ 山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備【1-4 から再掲】
- ② ダム施設の老朽化対策
 - 個別施設計画の策定
- ③ 旧松尾鉱山新中和処理施設の稼動の継続
 - 施設の維持管理と防災機能の強化
- ④ 特定動物の逸走防止
 - ・ 特定動物飼養施設への立入調査、飼養施設点検、飼養又は保管の状況の定期的な確認等の必要な指導の実施
- ⑤ 温泉供給の維持
 - ・ 温泉事業者を通じた確認体制の構築
 - 平常時の温泉供給に関する基礎データの蓄積

6-2)農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ① 農山村地域における防災対策
 - 農地や農業水利施設等の生産基盤整備【1-4 から再掲】
 - 山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備【1-4 から再掲】
- ② 農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化
 - ・ 農業水利施設、漁港施設等の地震・津波対策、長寿命化対策【4-2 から再掲】
 - 農山村地域の生活道路や農道・林道の計画的な点検診断の実施【4-2 から再掲】
- ③ 森林資源の適切な保全管理
 - ・ 適切な森林整備
 - ・ 県民への普及啓発
 - 地域住民等の活動支援
 - ・ シカによる被害防止
- ④ 農林水産業の生産基盤・経営の強化
 - ・ 関係団体との連携による農地の利用調整、担い手への農地集積
 - 効率的かつ安定的な林業生産基盤の構築
 - ・ 漁業生産基盤の効率的な活用

(目標)7 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済を迅速に再建・回復する

7−1)災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 災害廃棄物処理対策
 - 協定等の締結・確認、機動的な連携体制の構築
 - 市町村による災害廃棄物の迅速な処理体制の構築
 - ・ アスベスト粉じんばく露防止対策
 - 毒物及び劇物流出時の応急措置実施の徹底

7-2) 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 防災ボランティアの活動支援
 - ・ 防災ボランティア支援ネットワークの構築
- ② 防災人材育成
 - ・ 自主防災組織リーダー研修会の開催
 - ・ 岩手県地域防災サポーターの派遣
- ③ 農林水産業の担い手の確保
 - ・ 先導的な経営体や集落営農組織の確保・育成
 - 林業における経営体の育成、新規就業者の確保
 - ・ 水産業における経営体の育成、新規就業者の確保
- ④ 建設業の担い手の育成・確保
 - ・ 建設企業の経営改善や次世代を担う人材の育成・確保支援
 - ・ 地域建設企業の安定的な確保
- ⑤ 人材育成を通じた産業の体質強化
 - ・ 産業人材の育成基盤強化【4-1から再掲】
- ⑥ 生産技術の復旧支援体制
 - ・ 農林漁業者に対する経営再開支援【4-2から再掲】
- ⑦ 災害時連携体制整備
 - ・ 災害時の連携が必要とされる団体との協定締結
 - ・ 農地・農業用施設災害復旧支援隊 (NSS) の取組継続
- ⑧ 災害時等における下水道復旧支援に関する協定
 - 県と市町村との連絡体制強化
- ⑧ 技術職員等による応援体制の構築
 - 必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みの構築に向けた国への働きかけ
 - ・ 官民が連携した農地・農業用施設災害復旧支援隊 (NSS) による支援の取組継続

7-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 地域コミュニティ力の強化
 - ・ 地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発
 - ・ 地域づくり関連セミナー等の開催、地域外人材の活用促進
 - ・ コミュティ助成制度等による活動支援
 - 農山漁村における共同活動の取組の維持・活性化
 - 森林整備等の活動支援の継続
- ② 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援
 - ・ 地域コミュニティを強化するための支援等の充実
 - ・ 地域の教育課題の解決、教育を通じた地域づくりの推進
- ③ 地籍調査の実施
 - 市町村が行う国土調査事業の計画的な実施への支援

2 施策分野ごとの対応方策

(1) 個別施策分野

1) 行政機能・情報通信分野

行政機能

- ① 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化
 - ・ 県庁舎の強化
 - 市町村庁舎の強化
- ② 県における災害時業務継続計画の策定
 - ・ 出先機関等の単独公所における計画の策定
- ③ 避難体制整備
 - ・ 避難場所及び避難所の指定・整備
 - 避難勧告等発令基準の策定
- ④ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築
 - 広域防災拠点の充実
 - 非常物資の備蓄体制の強化
- ⑤ 世界遺産登録資産の防災対策
 - ・ 文化財保護指導員による文化財パトロールの実施
- ⑥ 特定動物の逸走防止
 - ・ 特定動物飼養施設への立入調査、飼養施設点検、飼養又は保管の状況の定期的な 確認等の必要な指導の実施

警察

- ① 災害警備本部機能の強化
 - ・ 警察本部及び警察署における災害警備計画の策定
 - ・ 警察施設の整備
 - 代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練
 - 職員の非常招集訓練
- ② 災害対策用装備資機材等の更新整備
 - 衛星携帯電話の機能維持
 - 非常食の備蓄
- ③ 災害対処能力の向上
 - ・ 警察・消防・自衛隊の関係強化
 - ・ 警察署等の災害警備担当者等に対する訓練の実施
- ④ 災害に備えた道路交通環境の整備
 - 信号機電源付加装置の整備
 - 事業者等との協定締結等による連携強化
 - ・ 緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度の指導
- ⑤ 被留置者の逃走・事故防止

留置場非常計画の策定、護送訓練の実施

消防

- ① 地域の消防力の強化
 - 消防本部・消防署等の強化
 - 消防団活動の充実強化
- ② 防災ヘリコプターの円滑な運行の確保
 - 防災関係機関相互の連携体制の確立
- ③ 救急・救助活動等の体制の強化
 - 救急救命士に対する研修会の開催
- ④ 防火対策
 - ・ 消防設備士、危険物取扱者の免状業務や講習の実施
- ⑤ 消防機関の連携体制整備
 - ・ 緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加
 - 緊急消防援助隊増隊の促進

教育

- ① 学校施設・公立社会体育施設等の耐震化
 - ・ 公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化
 - 私立学校の耐震化
 - 県立職業能力開発施設の耐震化
- ② 学校防災体制の確立
 - ・ 危機管理マニュアルの見直し・検証
 - 学校防災に関わる指導助言、専門家派遣
- ③ 防災教育の推進
 - ・ 防災教育に携わる教員への研修
- ④ 復興(防災)教育研修会の開催
 - ・ 復興教育副読本を活用した学習促進
 - ・ 復興教育副読本の効果的な活用についての研修会の実施

情報通信

- ① 行政情報通信基盤の耐災害性強化
 - ・ 県保有行政データの遠隔地バックアップ体制の検討
- ② 情報通信利用環境の整備
 - ・ 携帯電話等エリア整備
 - ・ 民放ラジオ難聴解消
 - ・ ブロードバンド利用環境整備
 - ・ 通信事業者との連携

訓練・連携体制

- ① 県総合防災訓練の実施による関係機関との連携
 - 関係機関の連携強化、総合防災訓練の実施

- ② 防災訓練の推進
 - 市町村の災害対応能力向上や住民の防災意識の醸成
 - ・ 市町村における図上訓練等に係る支援
- ③ 災害時連携体制整備
 - 関係団体との協定締結
 - ・ 農地・農業用施設災害復旧支援隊 (NSS) の取組
- ④ 県外自治体との広域応援・受援体制の整備
 - ・ 北海道・東北8道県広域応援ガイドラインに係る組織や実施体制等の検討
- ⑤ 技術職員等による応援体制の構築
 - ・ 必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みの構築に向けた国への働きかけ
 - ・ 官民が連携した農地・農業用施設災害復旧支援隊 (NSS) による支援の取組継続
- ⑥ 自主防災組織の結成及び活性化支援
 - ・ 岩手県地域防災サポーター派遣等による自主防災組織の結成促進
 - ・ 自主防災組織を対象とした研修会等の開催
- (7) 孤立集落を想定した訓練の実施等
 - ・ 県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練の実施

人材育成

- ① 防災人材育成
 - ・ 自主防災組織リーダー研修会の開催、岩手県地域防災サポーターの派遣

2) 住宅・都市分野

- ① 住宅・大規模建築物の耐震化
 - ・ 住宅の耐震化
 - 大規模建築物の耐震化
- ② 公営住宅の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定
- ③ 市街地整備
 - 幹線街路整備
 - ・ 都市公園における防災対策
 - 市街地等の幹線道路の無電柱化
- ④ 空き家対策
 - 不良住宅等の解体
 - ・ 空き家活用による取組を担う人材育成やサポート体制の構築
- ⑤ 水道施設の防災機能の強化
 - ・ 水道施設の計画的な老朽化対策・耐震化対策
- ⑥ 応急給水の確保に係る連携体制の整備
 - 応急給水
 - 水道施設の応急復旧

- 水道災害訓練
- ⑦ 災害時等における下水道復旧支援に関する協定
 - 県と市町村との連絡体制強化
- ⑧ 下水道施設の老朽化対策
 - 下水道施設の老朽化対策
 - · 個別施設計画の策定
- ⑨ 内水危険箇所の対策
 - ・ 内水危険箇所のソフト対策
 - ・ 内水危険箇所のハード対策
- ⑩ 地域コミュニティ力の強化
 - ・ 地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発
 - ・ 地域づくり関連セミナー等の開催、地域外人材の活用促進
 - ・ コミュニティ助成制度等による活動支援
 - ・ 農山漁村における共同活動の取組の維持・活性化
 - 森林整備等の活動支援の継続
- Ⅲ 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援
 - ・ 地域コミュニティを強化するための支援等の充実
 - ・ 地域の教育課題の解決、教育を通じた地域づくりの推進

3) 保健医療・福祉分野

- ① 病院・社会福祉施設等の耐震化
 - ・ 病院の耐震化
 - 社会福祉施設等の耐震化
- ② 災害時における医療提供体制の構築
 - 災害拠点病院の体制強化
 - ・ 要支援者 (難病患者等) への医療的支援
- ③ 医療情報のバックアップ体制の構築
 - ・ 全県的な医療情報の連携、バックアップの前提である医療情報の電子化
- ④ ドクターヘリの運航確保
 - ・ 専用の場外離着陸場整備、ランデブーポイントの確保
 - ・ 他県ヘリ及び他県基地病院との相互支援
 - ・ ドクターヘリ出動事例の事後検証会の定期的な開催
- ⑤ 福祉避難所の指定・協定締結
 - 市町村職員を対象とした研修会等の実施、市町村の取組促進
- ⑥ 避難行動要支援者名簿の作成・活用
 - 市町村等職員を対象とした研修会等の実施、市町村の取組促進
- ⑦ 感染症対策
 - ・ 感染制御支援チーム構成員の追加・拡充

- ・ 感染制御研修会・各種訓練への参加、DMATなど関係機関との連携
- ⑧ 要支援者への支援
 - ・ 福祉避難所等における福祉的支援
 - ・ 要支援者(高齢者・障がい者等)への福祉的支援
 - ・ 男女のニーズの違いに配慮した支援
 - 外国人への支援
 - 災害用医薬品等の確保
 - ・ こころのケア体制の確保
 - 児童生徒の心のサポート
 - 動物救護対策
- ⑨ 防災ボランティアの活動支援
 - ・ 防災ボランティア支援ネットワークの構築
- ⑩ 災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成
 - ・ 災害医療コーディネーターの育成研修等の実施
 - ・ 災害派遣福祉チームの派遣体制の整備・強化

4) 産業分野

- ① 支援物資の供給等に係る応援協定等の締結
 - 物資調達協定等に基づく物資の調達
 - 協定締結企業者との連絡体制の更新
- ② 物流機能の維持・確保
 - ・ 協定締結団体の協力による救援物資の受入れや緊急輸送
 - ・ 岩手産業文化センターの拠点開設に係る対応マニュアル等の整備
- ③ 企業における業務継続体制の強化
 - 中小企業の業務継続計画の策定促進
- ④ 被災企業への金融支援
 - ・ 制度融資による円滑な資金供給
- ⑤ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築
 - 避難所等への燃料等供給の確保
 - 緊急車両等への石油燃料供給の確保
- ⑥ 石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実
 - ・ 計画の適切な見直し、定期的な防災訓練の実施
- ⑦ 再生可能エネルギーの導入促進
 - 風力発電や地熱発電導入の理解促進、事業者の円滑な取組促進
 - 被災者支援の中核となる施設への再生可能エネルギー設備導入の推進
 - ・ 自立・分散型エネルギー供給体制整備
 - 水力や風力を活用した県営発電所の建設推進

- ・ 木質バイオマス燃焼機器の導入促進、安定供給体制の整備
- ⑧ 電力系統の接続制約等の改善
 - ・ 国に対する系統の安定化対策を含む送配電網の充実強化の要望
- ⑨ 農林水産業の担い手の確保
 - ・ 先導的な経営体や集落営農組織の確保・育成
 - ・ 林業における経営体の育成、新規就業者の確保
 - ・ 水産業における経営体の育成、漁業就業者の確保
- ⑩ 建設業の担い手の育成・確保
 - 建設企業の経営改善や次世代を担う人材の育成・確保支援
 - ・ 地域建設企業の安定的な確保
- ① 人材育成を通じた産業の体質強化
 - 産業人材の育成基盤強化
- ② 農林水産業の生産基盤・経営の強化
 - ・ 関係団体との連携による農地の利用調整、担い手への農地集積
 - 効率的かつ安定的な林業生産基盤の構築
 - 漁業生産基盤の効率的な活用
- ③ 生産技術の復旧支援体制
 - 農林漁業者に対する経営再開支援
- ④ 県産食料品の供給体制の強化
 - ・ 食品製造事業者への総合的な支援、企業の創出や人材育成

5) 国土保全・交通分野

- ① 道路施設の整備等
 - 道路施設の防災対策
 - ・ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築
- ② 防雪設備等の整備
 - 防雪施設の整備
- ③ 立ち往生車両の未然防止
 - ・ 道路の通行止めや迂回路などの情報共有・運用
- ④ 鉄道及び路線バスの耐災害性確保・体制整備
 - 鉄道における安全確保対策等の取組に対する支援
 - ・ バス事業者に対する支援
 - 関係機関との連携強化
- ⑤ 津波防災施設の整備等
 - 津波防災施設の整備
 - 海岸水門等操作の遠隔化・自動化
 - ・ 津波防災地域づくり
- ⑥ 港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備

- 港湾施設の耐震・耐津波強化対策
- 漁港施設の耐震・耐津波強化対策
- (7) 港湾・漁港における避難対策
 - 避難誘導施設及び避難看板等の設置等の整備
 - ・ 津波避難誘導デッキの整備
- ⑧ 津波防災教育の実施
 - 出前講座等の実施
- ⑨ 河川改修等の治水対策
 - 河川整備
 - 洪水浸水想定区域の指定
 - ・ 洪水ハザードマップの作成
- ⑩ 砂防施設の整備等による土砂災害対策
 - 土砂災害対策施設の整備
- ⑪ 農山村地域における防災対策
 - 農地や農業水利施設等の生産基盤整備
 - ・ ため池や農業用ダムの点検・診断、補修・更新、氾濫解析図作成、市町村が行う ハザードマップ作成支援
 - 山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備
- ① 警戒避難体制の整備
 - ・ 津波避難計画の策定
 - ・ 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表
 - ・ 土砂災害ハザードマップの作成
 - ・ 火山ハザードマップの作成
 - 登山者の安全対策
- (3) 住民等への災害情報伝達の強化
 - 水位周知河川の指定
 - 十砂災害警報情報の周知
- ⑪ 空港の体制整備
 - 大規模災害時の空港運用体制の構築
 - ・ 広域防災拠点としての受入体制の整備
- (15) 道路施設等の老朽化対策
 - ・ 道路施設の個別施設計画の策定
 - ・ 河川・海岸・ダム施設の個別施設計画の策定
 - 砂防施設の個別施設計画の策定
 - ・ 港湾施設の個別施設計画の策定
 - 空港施設の老朽化対策
- 16 県営発電施設の災害対応力の強化
 - 県営発電所建築物の耐震化

- ① 工業用水道施設の耐震化
 - 配管更新基本計画の定期的な見直し、工業用水道施設(管路)の耐震化
- (18) 旧松尾鉱山新中和処理施設の稼動の継続
 - 施設の維持管理と防災機能の強化
- 19 森林資源の適切な保全管理
 - ・ 適切な森林整備
 - 県民への普及啓発
 - 地域住民等の活動支援
 - シカによる被害防止
- ② 農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化
 - 農業水利施設、漁港施設等の地震・津波対策、長寿命化対策
 - ・ 農山村地域の生活道路や農道・林道の計画的な点検診断の実施
- ② 災害廃棄物処理対策
 - ・ 協定等の締結・確認、機動的な連携体制の構築
 - 市町村による災害廃棄物の迅速な処理体制の構築
 - ・ アスベスト粉じんばく露防止対策
 - ・ 毒物及び劇物流出時の応急措置実施の徹底
- ② 地籍調査の実施
 - 市町村が行う国土調査事業の計画的な実施への支援
- ② 温泉供給の維持
 - ・ 温泉事業者を通じた確認体制の構築
 - ・ 平常時の温泉供給に関する基礎データの蓄積

(2) 横断的分野

1) リスクコミュニケーション分野

- ① ハザードマップによる災害危険箇所等の周知
 - 洪水ハザードマップの作成
 - ・ 土砂災害ハザードマップの作成
 - ・ 内水ハザードマップの作成
 - ・ ため池ハザードマップの作成
 - ・ 火山ハザードマップの作成
- ② 要支援者への支援体制の充実
 - ・ 避難行動要支援者名簿の作成・活用
 - 福祉避難所の指定・協定締結
 - ・ 福祉避難所等における福祉的支援
 - 社会福祉施設等との連携
 - ・ 要支援者 (難病患者等) への医療的支援
 - 災害用医薬品等の確保

- ③ 防災情報提供・普及啓発の充実
 - 土砂災害警報情報の周知
 - 登山者の安全対策
 - ・ 防災意識向上に向けた地域住民等への普及啓発
- ④ 学校における防災教育等の推進
 - · 学校防災体制の確立
 - 防災教育の推進
 - ・ 復興(防災)教育研修会の開催
- ⑤ 関係機関との連携の促進
 - ・ 県総合防災訓練の実施による関係機関との連携
 - 消防機関の連携体制整備
 - · 災害時連携体制整備
 - ・ 応急給水の確保・水道施設の応急復旧に係る連携体制の整備
 - 防災訓練の推進
 - 孤立集落を想定した防災訓練の実施等
 - ・ 防災ヘリコプターの円滑な運行の確保
 - ・ ドクターヘリの運航確保
 - ・ 避難所・緊急車両等への燃料等供給の確保
 - 感染症対策
 - 技術職員等による応援体制の構築
- ⑥ 災害廃棄物処理対策

2) 老朽化対策分野

- ① 公共施設等の総合的・計画的な管理の推進
 - 公共施設等総合管理計画の策定
 - 県庁舎等の老朽化対策
 - ・ 警察施設等の老朽化対策
- ② 公営住宅の老朽化対策
 - 個別施設計画の策定
- ③ 上下水道施設等の老朽化対策
 - 水道施設の老朽化対策
 - 下水道施設の老朽化対策
 - 下水道施設の個別施設計画の策定
 - 工業用水道施設の老朽化対策
- ④ 道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策
 - ・ 道路施設の個別施設計画の策定
 - 交通安全施設の老朽化対策
 - 農林道等の老朽化対策

- ⑤ 港湾施設等の老朽化対策
 - ・ 海岸施設の個別施設計画の策定
 - ・ 港湾施設の個別施設計画の策定
- ⑥ 河川管理施設、ダム及び砂防施設の老朽化対策
 - ・ 河川・ダムの個別施設計画の策定
 - ・ 砂防施設の個別施設計画の策定
- ⑦ 農地・農業用施設、漁港施設等の老朽化対策
 - ・ 農業・水産業の生産基盤の老朽化対策
 - 治山施設の老朽化対策
- ⑧ 空港施設の老朽化対策
- ⑨ 県営発電施設の長寿命化対策

3) 人口減少・少子高齢化対策分野

- ① 共助機能の維持・強化
 - 消防団活動の充実強化
 - 自主防災組織の結成及び活性化支援
- ② 防災ボランティアの活動支援
 - ・ 防災ボランティア支援ネットワークの構築
- ③ 地域の防災に関する人材育成
 - 防災人材の育成
 - ・ 災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成
 - ・ 建設業の担い手の育成・確保
- ④ 地域コミュニティの維持・強化
 - ・ 地域コミュニティ力の強化
 - ・ 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援
 - ・ 産業の体質強化
 - 農林水産業の担い手の確保
 - ・ 空き家対策
- ⑤ 農林水産業の生産基盤・経営の強化
 - ・ 関係団体との連携による農地の利用調整、担い手への農地集積
 - 効率的かつ安定的な林業生産基盤の構築
 - ・ 漁業生産基盤の効率的な活用
- ⑥ 森林資源の適切な保全管理
 - ・ 県民への普及啓発
 - 地域住民等の活動支援
- (7) 県産食料品の供給体制の強化

第6章 重点施策

※協議事項(3)「資料4」において協議。

第7章 計画の推進と進捗管理

1 計画の進捗管理と見直し(PDCAサイクルの徹底)

計画の進捗管理及び見直しを適切に行うための体制を整備し、PDCAサイクルの徹底を 図る。

2 他の計画等の見直し

本計画は、岩手県の強靱化の観点から、県における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合性を図る。